

「県内一斉商品量目立入検査」を実施しました。

県及び特定市(福島市、会津若松市、郡山市及びいわき市)は、7月と11月を「商品量目適正計量強化月間」として、商品の内容量が表記されたとおり適正に計量されているか確認するため、県内一斉に「商品量目立入検査」を実施しています。

令和4年11月～12月に実施した検査の結果は、次のとおりです。

1 立入検査の概要

- (1) 実施期間 令和4年11月8日から12月16日まで延べ17日間
- (2) 実施区域 県内5市4町
- (3) 対象事業所 スーパーマーケット、食料品小売店等 計27事業所

2 商品量目の検査結果について

(1) 検査数及び不適正商品の状況

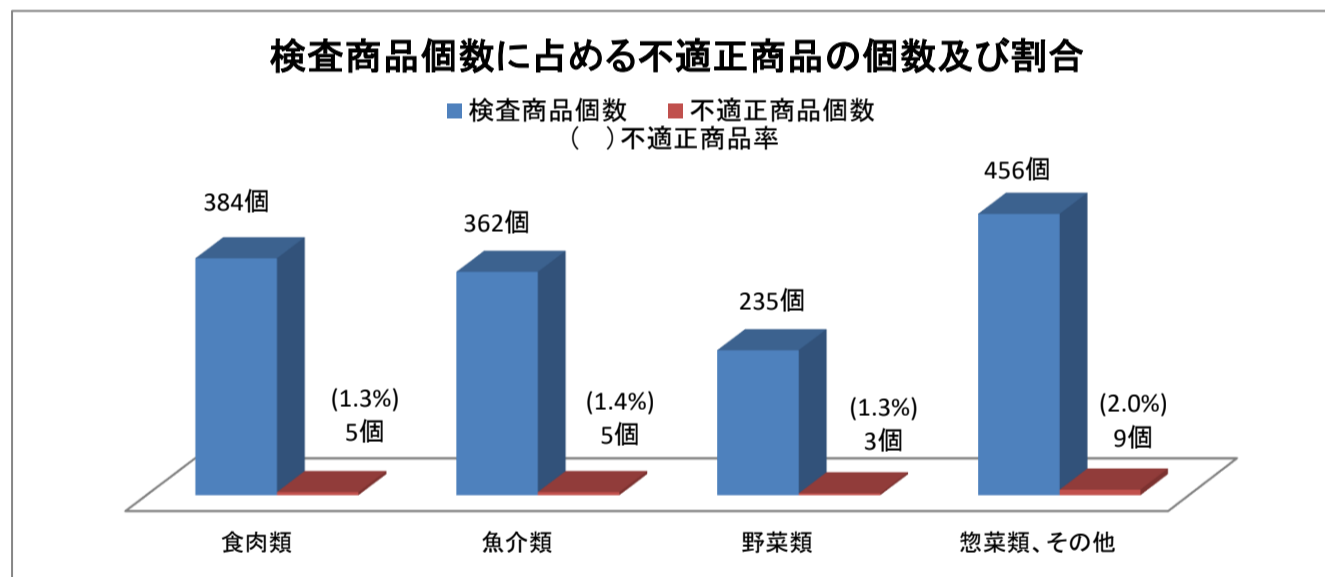
検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
県(1市4町)	6事業所	0事業所	142個	0個	0.0%
特定市(4市)	21事業所	7事業所	1,295個	22個	1.7%
合計	27事業所	7事業所	1,437個	22個	1.5%

※不適正事業所とは、検査商品個数に対する不適正商品個数の割合(不適正商品率)が5%を超えた事業所をいいます。

※不適正商品とは、内容量の不足が、計量法に定める許容誤差(量目公差といいます。)を超えている商品をいいます。

(2) 商品分類別の不適正商品の状況

商品分類	検査商品個数	不適正商品個数	不適正商品率
食肉類	384個	5個	1.3%
魚介類	362個	5個	1.4%
野菜類	235個	3個	1.3%
惣菜類、その他	456個	9個	2.0%
合計	1,437個	22個	1.5%



(3) 不適正商品の原因

不適正商品22個の原因は、計量時の風袋量を適正に設定していなかったことによるものと、乾燥等の自然減量によるものでした。

パック商品のトレーやラップなどの包装、わさび等の添え物を「風袋(ふうたい)」とありますが、風袋は商品ではないので、内容量は風袋量を差し引いて計量しなければなりません。

また、水分の蒸発等により自然減量しやすい商品で陳列してから長時間経過したものは、再計量を行う等の注意が必要です。

(4) 不適正商品のあった事業所への対応

その原因を確認し再計量を指示するとともに、正確計量の励行について指導しました。

3 使用している「はかり」の検査結果について

(1) 検査数及び「はかり」の使用状況

検査主体(実施区域)	検査事業所数	不適正事業所数	検査台数	不適正台数	不適正台数率
県(1市4町)	7事業所	3事業所	43台	4台	9.3%
特定市(4市)	21事業所	0事業所	148台	0台	0.0%
合計	28事業所	3事業所	191台	4台	2.1%

(2) 不適正の原因

不適正の理由は、はかりの水平調整の不備によるものでした。

はかりは水平に置いて使用しなければ適正な計量が出来ずに誤った計量をする原因になります。

その他、作業室の出入口付近や空調設備の送風口近くでの計量は、風の影響にも注意が必要です。

(3) 不適正事業者への対応

水平の調整方法等について、適正な状態での使用を指導するとともに、はかりの使用環境の定期的な確認についても指導しました。